令和5年度

まちかどミーティング　町内会からの要望事項

実施年月日	令和5年9月21日
まちかどミーティング地区名	柏木町
（地区構成 町内会（自治会）名	柏木町町内会・川沿町町内会・宮の森町内会）
会　場	柏木町町内会館

令和5年度　まちかどミーティング町内会からの要望事項

柏木町地区

令和5年9月21日（木）　柏木町町内会館

要望番号	要　望　事　項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
1	**【通学路、避難路に面するブロック塀等の安全確保について】** 宮の森町内会 ブロック塀の安全確保については、2018年6月18日の大阪北部地震で小学校のプールのブロック塀が崩落し、2人が犠牲となった事故があり、大阪府内の市町村では地震後に「危険なブロック塀」の撤去、補強を進め所有者への対策費を補助する事業を続けているとの記事がありました。 町内では4月にバス通り沿いの民家のブロック塀が経年劣化により一部が崩落し、歩道上に破片が落下して危険との通報があり、市に依頼して持ち主に対し早期の修理等の働きかけをお願いし、7月に対処を完了した所です。 この他にも経年劣化したものや、歩道側に傾いた危険な状態のものが数か所で放置されている状況です。 宮の森地区はバス通り沿いの歩道が通学路及び緊急時の避難路となっています。特にバス通り沿いの歩道でのブロック塀の倒壊は死傷の危険だけでなく、道路をふさいで緊急車両の通行や住民の避難にも支障をきたすため対象世帯へ補修、解体等の呼びかけや、対策費の補助等についての現状と今後の対策があればお聞かせ願いたい。	ブロック塀につきましては、倒壊などの危険性があるものを確認した場合、所有者もしくは管理者に対して適切な維持管理をお願いしているところでございます。 対策費の補助につきましては、既に市で実施しております「住宅耐震・リフォーム支援事業」などの制度を活用することが可能となっております。 この度、ご指摘のあったバス通り沿いにおけるブロック塀は、現地調査を行い、所有者の方に修繕などの対策を行うよう働きかけを行いました。 今後におきましても、必要に応じ関係部局と情報共有を行い、また、補助などにつきまして、北海道や国などの動向を注視しながら、継続して所有者の方に働きかけを行ってまいります。	B	都市建設部 建築指導課

要望番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反映区分	担 当 部 課
2	**【生活道路の舗装について】** **柏木町内会** 町内の生活道路の舗装について、凹凸やひび割れ(マンホール蓋周辺)などが多く見られ車の走行等に支障が発生しています。 また、冬には凹のところが凍って滑るなど重大な事故も考えられ事故防止の為にも、つきまして下記の道路の舗装をお願い致します。 1)柏木町1丁目14番地と15番地から始まる南北通り(1丁目公園通り) 2)柏木町6丁目5番地と7番地から始まる南北通り(6丁目公園通り)	1)及び2)の道路につきましては、令和7年度以降の改修予定です。改修までの間は通行の支障とならないよう適宜補修を行ってまいります。	B	都市建設部 維持課
3	**【こもれびの道補修について】** **柏木町内会** こもれびの道は遊歩道として多くの人が、健康のためウオーキングをしたりゆっくりと散歩をするコースとして人気があり利用されています。利用者から傷んでいるところが所々みられ、つまづき転倒などでケガをするとの連絡がありました。つきましては下記の遊歩道の補修をお願い致します。 1)柏木町1丁目始めから3丁目終わりまでの、『こもれびの道』遊歩道	当該遊歩道のゴムチップ舗装は、経年劣化等により、部分的に剥がれている箇所が確認されておりますことから、通行に支障がある箇所におきまして、今年度補修を行う予定です。	B	都市建設部 維持課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	（１）質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満たしたもの （２）意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの （３）行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの （４）当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの （５）その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	（１）実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満たしていないもの （例） ・制度、情勢等の新設、改正等を要するもの ・予算措置を要するもの ・行政組織、各種団体等の連絡、調整等を要するもの （２）国、道等の事務事業に係るもので、実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの （３）事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの （４）その他上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	（１）現時点では、実現することが難しいもの （２）優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの （３）その他上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	（１）市の行政にはなじまないもの （２）実現が極めて困難なもの （３）その他上記に類するもの
その他	E	反映区分の選択になじまないもの